

## 主 文

被告人を懲役2年6月に処する。

未決勾留日数中120日をもその刑に算入する。

被告人から85万3955円を追徴する。

## 理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間、美唄市都市整備部上下水道課事業係係長として、同市が発注する上下水道工事の工事価格の積算や最低制限価格の算出等の事務に従事し、同年4月1日から令和7年3月31日までの間、同課課長補佐として、同課の前記事務等を掌理して所属職員を指揮監督する同課課長を補佐するなどの事務に従事していた。

第1 被告人は、前記課長補佐として美唄市が無用な支出により損失を被らないよう同市のために誠実かつ公正にその事務を遂行すべき任務を有していたが、美唄市から「令和6年度公共下水道人孔改良工事」を請け負った株式会社Aの代表取締役であるBと共謀の上、被告人らの利益を図る目的で、被告人の任務に背き、令和6年7月上旬頃、北海道美唄市a b丁目c番d号所在の前記上下水道課事務室において、同社が同市に同工事に係る請負代金の支払を請求するに当たり、被告人らの利得分として水増しした707万3000円を含む820万3000円の支払を請求し、同月12日、同課業務係の職員に、C銀行D支店に開設された美唄市下水道事業美唄市長E名義の普通預金口座から同支店に開設された株式会社A名義の普通預金口座に820万3000円を振込入金させ、もって同市に対し、正規に支払うべき金額との差額707万3000円の損害を加えた。

第2 被告人は、水道設備工事請負等を業とするF株式会社の代表取締役として同社の業務全般を統括していた分離前の相被告人であるG及び同社取締役として同社が受注した上下水道工事の施工に関する業務等を担当していた分離前の相被告人であるHから、令和3年7月下旬頃から令和6年7月下旬頃までの間、

美唄市が入札を執行した「東 8 条マンホールポンプ所改築更新工事」、「国道 1 2 号拡幅工事に伴う配水管仮設工事（進徳橋西側）」、「国道 1 2 号拡幅工事に伴う下水道移設工事（7 号川函渠）」、「光珠内第 2 マンホールポンプ所改築更新工事」、「光珠内第 1 マンホールポンプ所改築更新工事」及び「峰延第 2 マンホールポンプ所改築更新工事」の一般競争入札等の最低制限価格を教示するなど有利な取り計らいをしたことに対する謝礼、及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、令和 6 年 1 1 月 1 日から同月 5 日までの間、北海道内、東京都内及び沖縄県内において、被告人及び同人の交際相手であった I に係る合計 8 5 万 3 9 5 5 円相当の沖縄旅行代金及び飲食代金等相当額の財産上の利益の供与を受け、もって自己の職務に関して賄賂を收受した。

(証拠の標目) 省略

(法令の適用)

1 被告人の

(1) 判示第 1 の所為は、刑法 6 0 条、令和 4 年法律第 6 8 号（以下「整理法」という。） 4 4 1 条 1 項により同年法律第 6 7 号 2 条による改正前の刑法（以下「旧刑法」という。） 2 4 7 条に、

(2) 判示第 2 の所為は、整理法 4 4 1 条 1 項により旧刑法 1 9 7 条 1 項前段に、それぞれ該当する。

2 判示第 1 の罪について所定刑中懲役刑を選択する。

3 以上は旧刑法 4 5 条前段の併合罪であるから、旧刑法 4 7 条本文、刑法 1 0 条（ただし、同条 1 項は旧刑法）により、犯情の重い判示第 1 の罪の刑に法定の加重をする。

4 以上の刑期の範囲内で、被告人を懲役 2 年 6 月に処する。

5 刑法 2 1 条を適用して未決勾留日数中 1 2 0 日をその刑に算入する。

6 被告人が判示第 2 の犯行により收受した賄賂は没収することができないので、

刑法197条の5後段により、その価額85万3955円を被告人から追徴する。

7 訴訟費用は刑事訴訟法181条1項ただし書を適用して被告人に負担させない。

(量刑の理由)

- 1 本件は、市の水道課職員であった被告人が、①なじみの業者と共謀の上、工事代金を水増し請求させて市に約707万円もの損害を生じさせた背任の事案と、②入札にかかる最低制限価格を別の業者に教えてきたことへの謝礼等として、被告人らの私的な旅行代金等（合計約85万円相当）を当該業者に負担させた収賄の事案である。
- 2 本件背任により市に生じさせた損害は高額であり、弁償も被告人から50万円、業者から125万円しかなされていない。また、本件収賄で被告人が供与を受けた利益は、収賄事案にしては高額とはいえないが、それでも、4泊5日の沖縄旅行にかかる2人分の航空券や高級ホテル代等一切の費用を業者に負担させたもので、公務に対する信頼を犠牲にして私欲を満たした利益としては大きい。翻って本件背任についてみても、被告人らは、これまでも工事代金の水増し請求を繰り返してきたもので、本件においては、被告人が転職した際に利用する高級自動車の購入資金に充てるため、被告人の方から多額の水増しを提案したというのである。そうすると、本件背任及び収賄は、いずれも被告人が地元の業者らと癒着する中で、私利私欲を増大させ、公務員としての倫理観が希薄になる中でなされた犯行といえる。以上のとおり、本件は、背任による損害が大きいばかりか、収賄はもとより背任も公務遂行の公正に対する信頼を害する犯行であり、私利私欲を増大させてこのような犯行を行った被告人に対する非難は強いというべきであるから、犯情は悪い。
- 3 弁護人は、本件背任については不起訴処分となった共犯者との公平を、本件収賄については執行猶予判決を受けた贈賄側との公平を考慮すべきであり、被告人に殊更重い刑事処分を科すべきではない旨主張する。この点、たしかに本件背任で被告人が実際に得た具体的な利得額は明らかでなく、被告人と共犯者・贈賄側

とは基本的に対等の関係にあったとは評価できる。しかし、本件背任にかかる水増しも本件収賄にかかる私的旅行も被告人の発案によって行われたものであり、いずれも市の水道課職員である被告人なしには行い得なかった犯行であるとともに、被告人の公務員としての倫理観の欠落に起因する非難の強い犯行でもあるから、共犯者ないし贈賄側と被告人との間で犯情に差があるのは当然であり、弁護人の主張は採用できない。

- 4 以上のおおりに、弁護人の主張を踏まえて検討しても、本件の犯情は悪いので、被告人に対しては懲役刑の執行を猶予することはできない。刑期を定めるに当たっては、被告人が当公判廷においては罪を認めて反省の言葉を述べていること、上記のおおりに背任による損害の一部は市に弁償していること、兄が社会復帰後の被告人に対する監督を誓約し、知人が被告人を雇用する旨の陳述書を作成したことのほか、被告人に前科前歴がないことも考慮して、主文のおおりに刑を量定した。(求刑一懲役4年及び主文同旨の追徴、弁護人の科刑意見一執行猶予付きの判決)

令和8年3月13日

札幌地方裁判所刑事第2部

裁判長裁判官 井 戸 俊 一

裁判官 織 本 もなみ

裁判官 河 村 紗 穂